

(平成22年7月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	17 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	16 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月

私は、昭和 52 年 4 月に A 市から B 市へ転居した。A 市では国民年金保険料の納付は口座振替にしていたが、B 市に転居後に納付書が送付されて来たので、同市役所に確認したところ、「居住している市町村が変わると再度口座振替の手続が必要となる。」と言われたため、近くの銀行で口座振替の手続を行った。申立期間の保険料は、口座振替に間に合わないため、銀行か郵便局で納付書により納付した。国民年金に加入して以来、第 3 号被保険者になるまで全期間誠実に納付してきた。申立期間が未納となっていることに納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 9 月 21 日に国民年金に任意加入し、それ以降の国民年金の加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、転居による住所変更手続や任意加入被保険者から第 3 号被保険者への切替手続も遅滞なく適正に行っているなど、申立人の国民年金に対する意識の高さ及び保険料納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間は、1 か月と短期間であるとともに、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みであることを踏まえると、申立期間についてのみ保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成11年11月から12年12月までは32万円、13年4月から19年5月までは15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から19年5月31日まで
A社に勤務した期間の標準報酬月額が、支給されていた給与の額と比べて大幅に低くなっているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間のうち、平成11年11月から13年3月までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、15万円、同年4月から19年5月までの期間については9万8,000円とされている。

しかし、A社の破産管財人から提出された賃金台帳により、申立人は、平成14年12月から19年5月までの期間については、15万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、平成11年11月から12年12月までの期間及び13年4月から14年11月までの期間については、申立人に係る標準報酬月額のオンライン記録と上述の賃金台帳等の厚生年金保険料の控除額に相当する標準報酬月額の金額の推移が同じである同僚の給与明細書等から判断すると、申立人は、事業主により、11年11月から12年12月までは32万円、13年4月から14年11月までは15万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を給与から控除されていたと考えるのが妥当である。

ところで、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に

基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち平成11年11月から12年12月までの期間及び13年4月から19年5月までの期間の標準報酬月額については、同僚の給与明細書及び賃金台帳の控除保険料額により、11年11月から12年12月までは32万円、13年4月から19年5月までは15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、実際の給料より低い現在のオンライン記録どおりの標準報酬月額の報酬額を社会保険事務所（当時）に届出しており、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は申立人に係る平成11年11月から12年12月までの期間及び13年4月から19年5月までの期間の、上記保険料控除額に相当する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、平成13年1月から同年3月までの期間については、申立人のオンライン記録の標準報酬月額と、複数の同僚の保管している給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から算出される標準報酬月額が一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

一方、平成4年10月から11年10月までの期間については、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情等が無いことから、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成2年2月から6年10月までは53万円、同年11月から10年1月までは59万円、11年11月から12年12月までは32万円、13年4月から19年5月までは15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月1日から19年5月31日まで
A社に勤務した期間の標準報酬月額が、支給されていた給与の額と比べて大幅に低くなっているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成元年10月から3年9月までの期間については26万円、同年10月から4年9月までの期間については28万円、同年10月から11年10月までの期間については32万円、同年11月から13年3月までの期間については15万円、同年4月から19年5月までの期間については9万8,000円とされている。

しかし、申立人から提出された平成2年2月分から19年5月分の給与明細書の保険料控除額並びにA社の破産管財人から提出された賃金台帳により、申立人は、2年2月から6年10月までの期間については標準報酬月額53万円、同年11月から10年1月までの期間については59万円、同年2月から12年12月までは32万円、13年1月から19年5月までは15万円に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ところで、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われる

のは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち平成2年2月から10年1月までの期間、11年11月から12年12月までの期間及び13年4月から19年5月までの期間の標準報酬月額については、給与明細書及び賃金台帳の控除保険料額により、2年2月から6年10月までは53万円、同年11月から10年1月までは59万円、11年11月から12年12月までは32万円、13年4月から19年5月までは15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、実際の給料より低い現在のオンライン記録どおりの標準報酬月額の報酬額の届出を社会保険事務所（当時）にしており、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は申立人に係る平成2年2月から19年5月まで（10年2月から11年10月までの期間及び13年1月から同年3月までの期間を除く）の期間の、上記保険料控除額に相当する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成10年2月から11年10月までの期間及び13年1月から同年3月までの期間については、申立人のオンライン記録の標準報酬月額と、申立人の保管している給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から算出される標準報酬月額が一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

一方、申立期間のうち、平成元年10月から2年1月までの期間については、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情等が無いことから、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成11年11月から12年12月までは32万円、13年4月から19年5月までは15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月5日から19年5月31日まで

A社に勤務した期間の標準報酬月額が、支給されていた給与の額と比べて大幅に低くなっているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間のうち、平成11年11月から13年3月までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、15万円、同年4月から19年5月までの期間については9万8,000円とされている。

しかし、A社の破産管財人から提出された賃金台帳により、申立人は、平成14年12月から19年5月までの期間については、15万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、平成11年11月から12年12月までの期間及び13年4月から14年11月までの期間については、申立人に係る標準報酬月額のオンライン記録と上述の賃金台帳等の厚生年金保険料の控除額に相当する標準報酬月額の金額の推移が同じである同僚の給与明細書等から判断すると、申立人は、事業主により、11年11月から12年12月までは32万円、13年4月から14年11月までは15万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を給与から控除されていたと考えるのが妥当である。

ところで、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に

基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち平成11年11月から12年12月までの期間及び13年4月から19年5月までの期間の標準報酬月額については、同僚の給与明細書及び賃金台帳の控除保険料額により、11年11月から12年12月までは32万円、13年4月から19年5月までは15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、実際の給料より低い現在のオンライン記録どおりの標準報酬月額の報酬額を社会保険事務所（当時）に届出しており、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は申立人に係る平成11年11月から12年12月までの期間及び13年4月から19年5月までの期間の、上記保険料控除額に相当する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、平成13年1月から同年3月までの期間については、申立人のオンライン記録の標準報酬月額と、複数の同僚の保管している給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から算出される標準報酬月額が一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

一方、平成3年8月から11年10月までの期間については、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情等が無いことから、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成11年11月から12年12月までは26万円、13年4月から19年5月までは15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月2日から19年5月31日まで

A社に勤務した期間の標準報酬月額が、支給されていた給与の額と比べて大幅に低くなっているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間のうち、平成11年11月から13年3月までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、15万円、同年4月から19年5月までの期間については9万8,000円とされている。

しかし、A社の破産管財人から提出された賃金台帳により、申立人は、平成14年12月から19年5月までの期間については、15万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、平成11年11月から12年12月までの期間及び13年4月から14年11月までの期間については、申立人に係る標準報酬月額のオンライン記録と上述の賃金台帳等の厚生年金保険料の控除額に相当する標準報酬月額の金額の推移が同じである同僚の給与明細書等から判断すると、申立人は、事業主により、11年11月から12年12月までは26万円、13年4月から14年11月までは15万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を給与から控除されていたと考えるのが妥当である。

ところで、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に

基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち平成11年11月から12年12月までの期間及び13年4月から19年5月までの期間の標準報酬月額については、同僚の給与明細書及び賃金台帳の控除保険料額により、11年11月から12年12月までは26万円、13年4月から19年5月までは15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、実際の給料より低い現在のオンライン記録どおりの標準報酬月額の報酬額を社会保険事務所（当時）に届出しており、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は申立人に係る平成11年11月から12年12月までの期間及び13年4月から19年5月までの期間の、上記保険料控除額に相当する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、平成13年1月から同年3月までの期間については、申立人のオンライン記録の標準報酬月額と、複数の同僚の保管している給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から算出される標準報酬月額が一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

一方、平成5年6月から11年10月までの期間については、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情等が無いことから、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 711

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成13年4月から19年5月までの期間を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月1日から19年5月31日まで

A社に勤務した期間の標準報酬月額が、支給されていた給与の額と比べて大幅に低くなっているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間のうち、平成13年4月から19年5月までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、9万8,000円とされている。

しかし、申立人及び同僚から提出された給与明細書並びにA社の破産管財人から提出された賃金台帳により、申立人は、平成13年4月から19年5月までの期間について、30万円に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ところで、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち平成13年4月から19年5月までの期間の標準報酬月額は、申立人及び同僚の給与明細書並びに賃金台帳の控除保険料額により、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

て、事業主は、実際の給料より低い現在のオンライン記録どおりの標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届出しており、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は申立人に係る平成 13 年 4 月から 19 年 5 月までの期間の、上記保険料控除額に相当する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成 11 年 11 月から 13 年 3 月までの期間については、複数の同僚の保管している給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から算出される標準報酬月額と、当該同僚のオンライン記録の標準報酬月額が一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

一方、申立期間のうち、平成 6 年 2 月から 11 年 10 月までの期間については、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情等が無いことから、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成11年11月から12年12月までは26万円、13年4月から19年5月までは15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年11月1日から19年5月31日まで
A社に勤務した期間の標準報酬月額が、支給されていた給与の額と比べて大幅に低くなっているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間のうち、平成11年11月から13年3月までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、15万円、同年4月から19年5月までの期間については9万8,000円とされている。

しかし、A社の破産管財人から提出された賃金台帳により、申立人は、平成14年12月から19年5月までの期間については、15万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、平成11年11月から12年12月までの期間及び13年4月から14年11月までの期間については、申立人に係る標準報酬月額のオンライン記録と上述の賃金台帳等の厚生年金保険料の控除額に相当する標準報酬月額の金額の推移が同じである同僚の給与明細書等から判断すると、申立人は、事業主により、11年11月から12年12月までは26万円、13年4月から14年11月までは15万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を給与から控除されていたと考えるのが妥当である。

ところで、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に

基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち平成11年11月から12年12月までの期間及び13年4月から19年5月までの期間の標準報酬月額については、同僚の給与明細書及び賃金台帳の控除保険料額により、11年11月から12年12月までは26万円、13年4月から19年5月までは15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、実際の給料より低い現在のオンライン記録どおりの標準報酬月額の報酬額を社会保険事務所（当時）に届出しており、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は申立人に係る平成11年11月から12年12月までの期間及び13年4月から19年5月までの期間の、上記保険料控除額に相当する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、平成13年1月から同年3月までの期間については、申立人のオンライン記録の標準報酬月額と、複数の同僚の保管している給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から算出される標準報酬月額が一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成11年11月から12年12月までは30万円、13年4月から17年12月までは15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年9月1日から18年1月1日まで
A社に勤務した期間の標準報酬月額が、支給されていた給与の額と比べて大幅に低くなっているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間のうち、平成11年11月から13年3月までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、15万円、同年4月から17年12月までの期間については9万8,000円とされている。

しかし、申立人及び同僚から提出された給与明細書並びにA社の破産管財人から提出された賃金台帳により、申立人は、平成12年1月から同年12月までの期間については、30万円、13年1月から17年12月までの期間については、15万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、平成11年11月及び同年12月については、申立人に係る標準報酬月額のオンライン記録と上述の賃金台帳等の厚生年金保険料の控除額に相当する標準報酬月額の金額の推移が同じである同僚の給与明細書等から判断すると、申立人は、当該期間について、事業主により、30万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を給与から控除されていたと考えるのが妥当である。

ところで、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に

基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち平成11年11月から12年12月までの期間及び13年4月から17年12月までの期間の標準報酬月額については、申立人及び同僚の賃金台帳の控除保険料額により、11年11月から12年12月までは30万円、13年4月から17年12月までは15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、実際の給料より低い現在のオンライン記録どおりの標準報酬月額の報酬額を社会保険事務所（当時）に届出しており、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は申立人に係る平成11年11月から12年12月までの期間及び13年4月から17年12月までの期間の、上記保険料控除額に相当する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、平成13年1月から同年3月までの期間については、申立人のオンライン記録の標準報酬月額と、上述の賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額から算出される標準報酬月額が一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

一方、平成8年9月から11年10月までの期間については、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情等が無いことから、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成11年11月から12年12月までは26万円、13年4月から19年5月までは15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月7日から19年5月31日まで
A社に勤務した期間の標準報酬月額が、支給されていた給与の額と比べて大幅に低くなっているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間のうち、平成11年11月から13年3月までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、15万円、同年4月から19年5月までの期間については9万8,000円とされている。

しかし、申立人が保管する給与明細書及びA社の破産管財人から提出された賃金台帳により、申立人は、平成14年12月から19年5月までの期間については、15万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、平成11年11月から12年12月までの期間及び13年4月から14年11月までの期間については、申立人に係る標準報酬月額のオンライン記録と上述の賃金台帳等の厚生年金保険料の控除額に相当する標準報酬月額の金額の推移が同じである同僚の給与明細書等から判断すると、申立人は、事業主により、11年11月から12年12月までは26万円、13年4月から14年11月までは15万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を給与から控除されていたと考えるのが妥当である。

ところで、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てて

いるが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち平成11年11月から12年12月までの期間及び13年4月から19年5月までの期間の標準報酬月額については、同僚の給与明細書及び賃金台帳の控除保険料額により、11年11月から12年12月までは26万円、13年4月から19年5月までは15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、実際の給料より低い現在のオンライン記録どおりの標準報酬月額の報酬額を社会保険事務所（当時）に届出しており、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は申立人に係る平成11年11月から12年12月までの期間及び13年4月から19年5月までの期間の、上記保険料控除額に相当する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、平成13年1月から同年3月までの期間については、申立人のオンライン記録の標準報酬月額と、複数の同僚の保管している給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から算出される標準報酬月額が一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

一方、平成10年1月から11年10月までの期間については、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情等が無いことから、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成11年11月から12年12月までは26万円、13年4月から19年5月までは15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年7月1日から19年5月31日まで
A社に勤務した期間の標準報酬月額が、支給されていた給与の額と比べて大幅に低くなっているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間のうち、平成11年11月から13年3月までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、15万円、同年4月から19年5月までの期間については9万8,000円とされている。

しかし、A社の破産管財人から提出された賃金台帳により、申立人は、平成14年12月から19年5月までの期間については、15万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、平成11年11月から12年12月までの期間及び13年4月から14年11月までの期間については、申立人に係る標準報酬月額のオンライン記録と上述の賃金台帳等の厚生年金保険料の控除額に相当する標準報酬月額の金額の推移が同じである同僚の給与明細書等から判断すると、申立人は、事業主により、11年11月から12年12月までは26万円、13年4月から14年11月までは15万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を給与から控除されていたと考えるのが妥当である。

ところで、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に

基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち平成11年11月から12年12月までの期間及び13年4月から19年5月までの期間の標準報酬月額については、同僚の給与明細書及び賃金台帳の控除保険料額により、11年11月から12年12月までは26万円、13年4月から19年5月までは15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、実際の給料より低い現在のオンライン記録どおりの標準報酬月額の報酬額を社会保険事務所（当時）に届出しており、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は申立人に係る平成11年11月から12年12月までの期間及び13年4月から19年5月までの期間の、上記保険料控除額に相当する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、平成13年1月から同年3月までの期間については、申立人のオンライン記録の標準報酬月額と、複数の同僚の保管している給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から算出される標準報酬月額が一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

一方、平成11年7月から同年10月までの期間については、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情等が無いことから、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 716

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 3 月 1 日から 18 年 9 月 11 日まで

A社に勤務した期間の標準報酬月額が、支給されていた給与の額と比べて大幅に低くなっているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、9万8,000円とされている。

一方、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人及び同僚から提出された給与明細書並びにA社の破産管財人から提出された賃金台帳において推認できる厚生年金保険料額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、実際の給料より低い現在のオンライン記録どおりの標準報酬月額の報酬額を社会保険事務所（当時）に届出しており、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の、上記保険料控除額に相当する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 15 年 8 月 13 日、同年 12 月 20 日、16 年 8 月 31 日、同年 12 月 28 日、17 年 12 月 22 日、18 年 8 月 12 日及び同年 12 月 22 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における当該期間の標準賞与額に係る記録を 15 年 8 月 13 日は 20 万円、同年 12 月 20 日は 25 万円、16 年 8 月 31 日は 20 万円、同年 12 月 28 日は 30 万円、17 年 12 月 22 日は 30 万円、18 年 8 月 12 日は 25 万円及び同年 12 月 22 日は 30 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成 18 年 9 月は 34 万円、同年 10 月及び同年 11 月は 36 万円、同年 12 月は 34 万円、19 年 1 月は 32 万円、同年 2 月は 36 万円、同年 3 月は 32 万円、同年 4 月は 36 万円、同年 5 月は 34 万円、同年 6 月は 36 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 13 日
② 平成 15 年 12 月 20 日
③ 平成 16 年 8 月 31 日
④ 平成 16 年 12 月 28 日
⑤ 平成 17 年 12 月 22 日
⑥ 平成 18 年 8 月 12 日
⑦ 平成 18 年 12 月 22 日
⑧ 平成 18 年 9 月 1 日から 19 年 9 月 1 日まで

平成 15 年から 18 年にかけて、賞与から厚生年金保険料が控除されてい

たにも関わらず、標準賞与額の記録が漏れている。また、18年9月から19年8月までの標準報酬月額が実際の給与額と相違している。明細書を添付するので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は申立期間①から⑦の標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出された賞与支給計算書及びA社から提出された源泉徴収簿により、申立人が、申立期間①から⑦に係る賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与支給計算書及び源泉徴収簿に記載された申立人に係る賞与額から、平成15年8月13日は20万円、同年12月20日は25万円、16年8月31日は20万円、同年12月28日は30万円、17年12月22日は30万円、18年8月12日は25万円及び同年12月22日は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しておらず、申立期間①から⑦に係る厚生年金保険料を納付していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立人は申立期間⑧の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間⑧に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書において確認できる支給額又は保険料控除額から、申立期間⑧のうち平成18年9月は34万円、同年10月及び同年11月は36万円、同年12月は34万円、19年1月は32万円、同年2月は36万円、同年3月は32万円、同年4月は36万円、同年5月は34万円、同年6月は36万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の当該標準報酬月額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は社会保険事務所に対し健康保険厚生年金保険報酬月額算定基礎届において誤った報酬月額を提出したことを認めていることから、社会保険事務所は当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間⑧のうち平成19年7月及び同年8月の申立人の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額が社会保険事務所に記録されている標準報酬月額から計算した厚生年金保険の保険料額と一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間⑧のうち平成19年7月及び同年8月については、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B部（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和47年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月17日から同年5月1日まで

A社に、昭和40年以降継続して勤務していたにもかかわらず、B部からD部へ転勤した際の厚生年金保険の記録が1か月抜けている。給与明細書を持っているので、記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給与明細書、C社から提出された人事記録、E健康保険組合の組合員記録及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和47年5月1日に同社B部から同社D部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の所持する給与明細書の保険料控除額から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和41年9月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月22日から同年10月1日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間のA社における厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。A社には、昭和26年1月に入社し、平成2年6月に退職するまで継続して勤務していた。

申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録により、申立人がA社に継続して勤務し(A社本社からA社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社から提出された人事記録により、申立人は、申立期間において、A社B工場に勤務していたことが認められることから、A社B工場における資格取得日については、A社本社における資格喪失日と同日の昭和41年9月22日と認めることができる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和41年10月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かにつ

いては、事業主は、申立てどおりの届出を行っていないとしていることから、事業主が昭和 41 年 10 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 41 年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 1 月 21 日から同年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を 57 年 1 月 21 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 15 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 1 月 21 日から同年 4 月 1 日まで
② 昭和 57 年 6 月 1 日から同年 12 月 26 日まで

私は、申立期間①の前の勤務先の上司より、新会社（申立期間②の B 社）を設立するので一緒に仕事をしてほしいと声をかけられ、会社設立の準備期間中は、当該上司の指示により、A 社で勤務した。また、新会社である B 社の設立後は、同社で昭和 57 年 6 月から同年 12 月まで勤務した。両社で勤務していた間の厚生年金保険の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、雇用保険の被保険者記録及び同僚一人の証言により、A 社に勤務していたことが認められる。

また、申立期間①当時、申立人と同じ業務に従事していた同僚 2 人には、自身が入社したとする日の直後から厚生年金保険の被保険者としての記録があり、また、同僚 4 人（当該同僚を含む。）は、同社においては試用期間は無かった旨を証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 57 年 4 月のオンライン記録から、15 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かにつ

いては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②において、雇用保険の加入記録から、申立人は申立期間においてB社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、同社は、昭和 58 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、同社の設立に関与したとされる当時の役員を含む同僚 6 人すべてについて、厚生年金保険の資格取得日は、同社の新規適用日である昭和 58 年 10 月 1 日であることが確認できる。

このほか、申立期間②において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書や賃金台帳等はなく、厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成12年4月は32万円、同年5月から同年10月までの期間は34万円、同年11月及び同年12月は32万円、13年1月から同年3月までの期間は34万円、同年4月から14年10月までの期間は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月1日から14年11月1日まで

社会保険庁（当時）の記録では、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が18万円となっているが、当時の給与明細書では32万円から34万円の等級に基づく保険料が源泉徴収されている。標準報酬月額の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内である。このことから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間については、平成12年5月から同年10月までの期間は34万円、13年1月から同年3月までの期間は34万円、同年4月から14年3月までの期間は32万円、同年5月から同年8月までの期間及び同年10月は32万円とすることが妥当である。

一方、給与明細書において確認できる報酬月額から、平成12年4月、同

年 11 月及び同年 12 月の標準報酬月額を 32 万円とすることが妥当である。

また、平成 14 年 4 月及び同年 9 月については、報酬月額及び保険料控除額を確認できる給与明細書等はないが、給与明細書において確認できる前後の月の保険料控除額が同額であるため、当該期間についても同額の保険料が控除されていたと認められることから、14 年 4 月及び同年 9 月の標準報酬月額を 32 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主とは連絡が取れない状態であるが、給与支給明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が平成 12 年 4 月から 14 年 10 月までの申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

奈良厚生年金 事案 722

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和22年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年10月1日から23年8月1日まで

私は、昭和17年1月1日から54年6月1日までA社に継続して勤務し、22年10月に同社C支店からB支店に転勤したが、異動後の22年10月1日から23年8月1日までの期間の記録が欠落しているのはおかしいので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA社の職歴証明書及び同社B支店への辞令発令日から判断すると、申立人は申立期間において同社に継続して勤務し（昭和22年10月1日に同社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和22年9月の社会保険事務所（当時）の記録及び同年6月1日から23年7月31日までの期間に適用された標準報酬月額等級表から、600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 8 月から 52 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月から 52 年 8 月まで

私は、昭和 46 年 8 月に会社を退職後、国民年金に加入し、以後、再び厚生年金保険に加入するまで継続して保険料を納付していた。しかし、ねんきん特別便で申立期間が未納となっていることを知り、社会保険事務所（当時）に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、納付事実が確認できないと言われた。

申立期間について、保険料を納付していたはずなので調査をして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年 8 月に会社を退職後、国民年金に加入し、以後、再び厚生年金保険に加入するまで継続して国民年金保険料を納付していたと述べているところ、申立人には、二つの国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できる。

そこで、二つの国民年金手帳記号番号での納付の可能性について、うち一つ目の国民年金手帳記号番号は、昭和 46 年 6 月に A 市で払い出されているところ、当該手帳記号番号に係る被保険者台帳では、同年 6 月 25 日に国民年金の資格を喪失したことが記載されており、これ以降、申立期間当時に A 市又は B 市で資格を再取得した記載はないことから、この国民年金手帳記号番号で申立期間の国民年金保険料を納付することはできない。

また、二つ目の国民年金手帳記号番号は、申立期間後の昭和 52 年 9 月に B 市で払い出されているところ、当該手帳記号番号に係る被保険者台帳では、申立人が同年 9 月 1 日に国民年金の資格を任意加入で取得したことが記載されており、これは同市の被保険者名簿の記録と一致していることから、46 年

6月25日に国民年金の資格を喪失して以降、国民年金の再加入手続を行っていなかったものとみられ、申立期間は資格喪失から資格取得までの間の未加入期間となり、保険料を納付することはできなかったと推認される。

さらに、申立人の申立期間を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、申立人は昭和46年9月1日にB市へ転居していることから、同年9月1日から52年8月31日までに同市で払い出された国民年金手帳記号番号の払出簿及びオンライン記録を基に複数の読み方で氏名検索を行ったが、記録は見当たらない。

加えて、申立期間は73か月と長期間にわたっている上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 837

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から47年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から47年5月まで

私は、昭和40年1月ごろ、国民年金についての封書が届いたので役場に出向き、国民年金の加入手続を行った。国民年金の保険料は、毎年5月か6月ごろに納付書が届いていたので、銀行に行き納付していた。最初に納付した国民年金保険料は450円であった。納付したはずなので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年1月ごろに国民年金に加入したと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、47年5月19日に払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、このころ国民年金に加入したものと推認される。

また、申立人が所持している国民年金手帳には、昭和47年6月28日に申立人が国民年金の資格を任意で取得した旨の記載があることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金被保険者でない者に納付書が送付されることは考えられないことから、申立人の主張とは符合しない。

さらに、申立人は、最初の国民年金保険料が450円であったと主張しているが、オンラインによる納付記録において、最初の納付月である昭和47年6月の保険料が450円である一方、40年1月ごろの保険料が100円であることから、申立内容とは符合しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 9 月 1 日から 19 年 5 月 31 日まで
A 社に勤務した期間の標準報酬月額が、支給されていた給与の額と比べて大幅に低くなっているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A 社の破産管財人から提出された賃金台帳により、申立人の給与支給総額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録よりも多い 45 万円前後であったが、賃金台帳上で確認できる厚生年金保険料控除額から算出される標準報酬月額が一致していることから、特例法による保険給付の対象にあたらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 1 月 5 日から 19 年 4 月 1 日まで

A社に勤務した期間の標準報酬月額が、支給されていた給与の額と比べて大幅に低くなっているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A社の破産管財人から提出された賃金台帳により、申立人の給与支給総額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録よりも多い40万円前後であったが、賃金台帳上で確認できる厚生年金保険料控除額から算出される標準報酬月額が一致していることから、特例法による保険給付の対象にあたらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 10 月ごろから 45 年 10 月ごろまで
厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所（当時）に照会したところ、昭和 25 年 10 月から 45 年 10 月までのA社の記録が無い。同社に勤務していたはずなので、厚生年金保険の加入記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA社は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できず、申立人の主張する事業所所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も確認できない。

また、申立人は、A社の同僚等に関する具体的な記憶が無い上、雇用保険被保険者回答書によると、申立事業所に係る事業所情報記録及び申立人の被保険者記録は、いずれも確認できないことから、申立人の申立期間の勤務実態について推認することができない。

さらに、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月以降の期間は、国民年金保険料の納付済期間となっており、当時、申立人は当該期間を国民年金の加入期間であると認識していたものと考えられる。

加えて、A社と所在地は異なるが類似の名称の事業所が昭和 40 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっているため、その健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の名前は確認できず、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 5 月ごろから 43 年 12 月 1 日まで
② 昭和 44 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
③ 昭和 47 年 11 月 1 日から 48 年 12 月ごろまで
④ 昭和 55 年 8 月 1 日から 60 年 8 月 31 日まで

昭和 42 年 5 月ごろから 48 年 12 月ごろまで、A 社の外交員として勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者期間がそれより短い期間となっており、平成 20 年に届いた「ねんきん特別便」でも同社に係る被保険者期間は 6 年 3 か月あったのに、現在それより期間が短くなっている。また、昭和 55 年 8 月 1 日から 60 年 8 月 31 日まで B 社で夫と一緒に勤務していたのに、夫だけが厚生年金保険の被保険者となっている。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③について、申立人は A 社の外交員として昭和 42 年 5 月から 48 年 12 月まで継続して勤務しており、この期間は厚生年金保険の被保険者であったと主張している。

しかしながら、同社に照会を行ったところ、同社が独自に作成している被保険者名簿を保管しており、同名簿に記載されている被保険者期間と申立人の現在の厚生年金保険被保険者期間は一致している上、「外交員には研修期間があり、その期間は厚生年金保険に加入しない。また、営業成績による査定があり、その結果が一定の基準を下回ると厚生年金保険及び健康保険の資格を喪失させる取扱いをしている。当時も同様の取扱いを行っていたものと考えられる。」と回答している。

また、申立期間当時、同社において厚生年金保険被保険者であった者に照

会を行ったが、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除についての情報を得ることができなかった。

さらに、申立人は、平成 20 年当時には申立人の同社に係る厚生年金保険被保険者期間が 6 年 3 か月であったとしているが、申立てに係る状況を確認することができなかった。

申立期間④について、申立期間当時、B 社に勤務していた同僚の証言により、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、当時同社において厚生年金保険被保険者であった夫の被扶養者であったことが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により確認できる。

また、申立人の夫は「在籍中は妻の厚生年金保険料も引かれていた。」としているが、同社は既に解散しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料は無く、当時の従業員に照会を行っても申立てに係る状況を確認することはできない。

さらに、申立人は申立期間④について国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①から④における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 727

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月 1 日から 44 年 4 月 1 日まで
② 昭和 44 年 4 月ごろから 45 年 3 月ごろまで
③ 昭和 57 年 4 月 1 日から 58 年 4 月 1 日まで

昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月まで A 市にあった B 事業所に (申立期間①)、44 年 4 月ごろから 45 年 3 月ごろまでは同市にあった C 事業所 (申立期間②) に勤務していた。また、57 年 4 月から 58 年 3 月までの間は、前後関係は定かでないが D 市にあった E 事業所と A 市にあった F 事業所に数か月ずつ勤務していた (申立期間③)。

調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、それぞれの事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できず、申立人の主張する事業所所在地を管轄する法務局に商業登記の記録は確認できない。

また、申立人は死亡しており、申立期間①、②及び③のいずれにおいても事業主や同僚の氏名が不明であり、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの状況から、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 3 月 27 日から同年 4 月 1 日まで

A社での厚生年金保険の資格喪失日は、昭和 51 年 3 月 27 日ではなく、正しくは、同年 4 月 1 日である。

同社を退職後、私は、雇用保険の給付を受けており、雇用保険の受給資格要件である 1 年を欠く時点での厚生年金保険の資格喪失は考えられない。

同社での厚生年金保険の資格喪失日を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主は、「申立人が同社に在籍していたことは確認できるが、申立期間の勤務については、確認できる資料を保管していないため、不明である。」と回答しており、申立人が申立期間に同社に勤務していたことを確認することができない。

また、同社に勤務していた複数の同僚に照会したところ、同僚 3 人が、退職時に 1 日付け資格喪失とならない旨の説明を会社から受けたとしている上、当該同僚を含む同僚 7 人が、自身の年金記録に誤りはないと証言している。

さらに、同社の事業主は、申立期間の厚生年金保険料を給与から控除していたことを確認できる資料を保管していないと回答しており、当時の同僚からも、同社での退職月の保険料控除について、証言は得られなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年5月1日から平成元年4月1日まで
私は、A社に昭和30年代から同社が廃業した平成元年3月31日まで勤務していたのに、62年5月以降の厚生年金保険の被保険者記録がないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人が、申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人は55歳に到達し受給権が発生したのを機に、昭和62年7月9日に裁定を受け、同年5月1日から厚生年金保険を受給し、同日付けで被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、申立期間におけるA社の社会保険料の口座引落額と被保険者名簿において申立期間に被保険者記録が確認できる者の社会保険料額（合計）は一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 730

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 7 月 1 日から 31 年 7 月 1 日まで
昭和 30 年 6 月 27 日、A社に就職するため、B県C町からD市へ向かった。年金記録では 31 年 7 月 1 日の資格取得となっているが 30 年 7 月 1 日より勤務し、厚生年金保険料を控除されていたはずであるので、記録の訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

申立人より提出されたA社で撮影された写真及び複数の同僚証言から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、同社の関連会社であるE社に確認したところ、当時は直ぐに辞める従業員が多かったため、入社後、数カ月から1年程度経過してから厚生年金保険に加入させていたと証言している。

また、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金手帳記号番号払出簿において、資格取得日が昭和 31 年 7 月 1 日である同僚 11 人のうち連絡がとれた一人は、自身は 29 年か 30 年ごろから1年半勤務していたが、同社には見習期間があり、見習期間には被保険者記録がない旨を述べている。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。